

令和5年版

# 山口県景観白書

山口県



## はじめに

私たちのふるさと山口県は、三方に開けた海や秋吉台のカルスト台地に代表される多彩で豊かな自然環境をはじめとして、歴史的な建造物やまちなみ、培われてきた伝統文化など、多くの良好な景観に恵まれています。

これらの景観は、私たちの先人の営みの中で、長い時間をかけて生まれ、受け継がれてきたものであり、県民共有のかけがえのない財産であるとともに、本県を訪れる多くの方々にとっても魅力的な観光資源となっています。

一方、こうした良好な景観は、意識せずに何もしなければ失われてしまうものであり、また、一度失われた景観の回復には、長い時間と多くの労力を要します。現在の良好な景観を大切に守り、価値を高めて次の世代に引き継ぐことが重要であることから、私たち一人ひとりが行動し、地域全体での取組につなげていく必要があります。

このため、県では、平成18年に「山口県景観条例」を制定し、良好な景観形成についての基本理念を明らかにするとともに、「山口県景観形成基本方針」に沿って、人づくりやネットワークづくりなど、良好な景観形成に関する諸施策を、総合的かつ計画的に推進しているところです。

また、平成31年4月には、県内の19市町全てが景観行政団体となり、景観計画の策定など、景観施策に取り組んでいます。例えば、岩国市では、令和4年に既存の2件に加えて26件の新たな景観重要建造物が指定され、現在は歴史的風致維持向上計画の策定に向けた検討が行われるなど、良好な景観を保護し活用するための取り組みが進められています。

私は、今後とも県内の市町と連携しながら、本県の良好な景観を守り、育て、活用することで「美しいやまぐちづくり」を積極的に進めるとともに、地域の活性化や産業・観光振興を促し、県づくりの基本目標である「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現につなげていきたいと考えています。

この白書は、本県における景観形成についての現状と課題、並びに景観形成の推進に向けた施策などを取りまとめたものです。

どうか、皆様には、本書を通じて、これまで以上に山口県の景観に関心を持ち、そして、景観形成のための取組に積極的に参加されますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

令和5年(2023年)10月

山口県知事  
村岡嗣政





# 目 次

## 第1部 景観形成の現状

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 県土の景観の現状          | 1  |
| (1) 山口県の景観の素地       | 1  |
| (2) 山口県で育てられてきた景観   | 3  |
| 2 景観形成に関する課題        | 5  |
| (1) 生活の営みの景観        | 5  |
| (2) 生活環境の景観         | 5  |
| (3) 歴史的な景観          | 6  |
| (4) 自然の景観           | 6  |
| 3 景観形成の推進体制等        | 6  |
| (1) 景観法の運用          | 6  |
| (2) 山口県景観条例の制定等     | 7  |
| (3) 景観形成に関する推進体制の整備 | 10 |
| (4) 市町の景観形成に関する取組状況 | 10 |
| (5) 国の景観形成に関する取組状況  | 11 |

## 第2部 山口県における景観形成の施策の方向性

|              |    |
|--------------|----|
| ◆山口県景観形成基本方針 | 13 |
|--------------|----|

## 第3部 令和4年度における景観形成関連施策（実績）

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 令和4年度の景観形成関連主要事業の実施結果     | 17 |
| 2 景観形成関連主要事業（施策体系別）         | 17 |
| (1) 地域の美しい景観に対する関心づくり       | 17 |
| (2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり    | 18 |
| (3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり   | 19 |
| (4) 個性豊かな地域景観づくり            | 21 |
| (5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり | 21 |
| 3 景観形成の推進に向けた取組状況           | 23 |
| (1) 山口県景観アドバイザー登録制度         | 23 |
| (2) 山口県景観サポーター制度            | 23 |
| (3) 景観学習                    | 23 |

## 第4部 令和5年度における景観形成関連施策（計画）

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 令和5年度の景観形成関連主要事業の予算 | 25 |
| 2 景観形成関連主要事業（施策体系別）   | 25 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 地域の美しい景観に対する関心づくり       | 25 |
| (2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり    | 26 |
| (3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり   | 27 |
| (4) 個性豊かな地域景観づくり            | 29 |
| (5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり | 29 |

## 第5部 資料編

|                    |    |
|--------------------|----|
| ◆山口県景観条例           | 31 |
| ◆山口県景観形成推進協議会設置要綱  | 33 |
| ◆山口県景観形成市町連絡会議設置要綱 | 35 |
| ◆山口県景観アドバイザー登録制度要綱 | 36 |
| ◆山口県景観アドバイザー登録リスト  | 38 |
| ◆山口県景観サポーター制度要綱    | 39 |
| ◆景観学習              | 40 |